

答申 情第28号

平成25年6月5日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成24年11月14日付FNo.0・4・5により諮問のありました事案
について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成24年10月17日付け職員第8号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

2 異議申立ての経緯

- (1)平成24年10月3日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき、「市職員の一級建築士及び二級建築士68名の所属する課及び氏名、（種類）」について公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、請求対象の公文書を「一級建築士資格保有者一覧」及び「二級建築士資格保有者一覧」と特定し、このうち、資格保有者の氏名、資格取得年月日を、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号）」に該当するとの理由で非公開とし、平成24年10月17日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3)平成24年10月22日、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年11月14日、当審査会に対し、条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成25年1月8日付け意見書及び同年2月21日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

いわゆる偽一級建築士を見破るには、一級建築士の資格を持っている職員が審査した方が、より早く摘発することができる。

非公開の理由が、職務遂行上の資格に該当しないためとのことだが、建築士の資格は職務遂行上必要なはずである。勤務態度、職務成績、処分歴等、職員としての身分とは関係がない。

また、公開すると、個人の権利利益を害するとのことであるが、公開された職員には何のマイナスもなく、むしろ職員の信用が増す情報であり、問題になることは何もない。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている公文書について

ア 平成24年4月1日現在の本市職員の「一級建築士資格保有者一覧」及び「二級建築士資格保有者一覧」(以下、「本件対象文書」という。)

イ 本件対象文書は、実施機関において職員の人事配置等に関する事務を適正かつ円滑に遂行するため、相模原市職員の倫理及び服務に関する規程(昭和40年相模原市訓令第10号)に基づき、職員から、氏名、住所、学歴、資格及び免許等の情報を収集した記録から、本市における一級建築士及び二級建築士の人数についての市民からの質問に回答するため、「氏名」、「取得年月日」、「資格」、「所属名」の情報を抽出し、作成したものである。

(2) 非公開とした部分

本件対象文書のうち、「氏名」及び「取得年月日」

(3) 非公開とした理由

一級建築士及び二級建築士資格保有者の氏名、資格取得年月日については、職員個人の知識技能及び能力に関する情報であり、条例第7条1号に該当する個人情報であるため、非公開とした。かつ上記の資格は、公務員が担任する職務を遂行する際に必要な資格ではなく、公務員の勤務態度、職務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報であり、同号ただし書きウの公務員の職務遂行上の情報に該当しないため。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本市職員の一級建築士及び二級建築士の人数についての市民からの質問に回答するために、実施機関が、人事記録から情報を抽出して作成した文書であり、「」、「氏名」、「取得年月日」、「資格」、「所属名」、「備考」の欄がある。実施機関は、本件対象文書のうち、「氏名」及び「取得年月日」を、条例第7条第1号に該当し、かつ同号ただし書きウに該当しないとして非公開とした。

(2) 条例第7条本文の該当性について

ア 条例第7条第1号本文の趣旨及び解釈

条例第7条第1号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含ま

れる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを、同号ただし書きに該当しない限り、非公開とすることを定めたものである。

イ 当審査会の判断

本件対象文書中の氏名については、個人に関する情報であって、条例第7条第1号本文により原則として非公開である。氏名についての本号ただし書きの該当性については、（3）以降で述べる。

本件対象文書中の資格の取得年月日については、個人に関する情報ではあるが、氏名を公開しない限り特定識別情報とはいえないことから、原則として公開するべきである。ただし、所属部署に一人しか資格保有者が居ない場合については、氏名と結びつくことで特定識別情報となることから、例外として非公開とするべきである。

（3）条例第7条第1号ただし書きアの該当性について

ア 条例第7条第1号ただし書きアの趣旨及び解釈

条例第7条第1号ただし書きアは、個人に関する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。法令等の規定によりとは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている場合に限られる。

イ 当審査会の判断

一級建築士名簿の閲覧については、建築士法（昭和25年法律第202号）第6条第2項の規定において、国土交通大臣は一級建築士名簿を一般の閲覧に供しなければならないと規定されており、申請により閲覧することができることとなっている。しかし実際の閲覧申請窓口においては、閲覧対象者である一級建築士の氏名のほかに、生年月日、登録番号、登録年月日のいずれかの記載が必要であり、一級建築士が誰であるか特定できた場合にはじめて、閲覧項目の確認ができる。一般に誰もが一級建築士の名簿の一覧表が見られるという状況でもなく、こうした手続きの実態に鑑みると、本件の一級建築士資格保有者一覧は、建築士法の閲覧制度があることをもって、公にすることが予定されている情報とまではいえない。二級建築士資格保有者一覧についても同様である。

(4) 条例第7条第1号ただし書きウの該当性について

ア 条例第7条第1号ただし書きウの趣旨及び解釈

条例第7条第1号ただし書きウは、個人に関する情報であっても、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。公務員の職務の遂行に関する情報とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、職務の遂行に関する情報には当たらないとしている。

イ 当審査会の判断

条例においては、公務員の職務遂行に係る氏名は、条例第7条第1号ただし書きウに該当し公開するべきものであるが、本件対象文書の中に記載されていることにより、一級建築士及び二級建築士の資格情報となるため、本件資格が、ただし書きウの公務員の職務遂行上の情報に該当するか否かを検討する。

本件対象文書の一級建築士及び二級建築士の資格情報については、実施機関によると、相模原市職員の倫理及び服務に関する規程に基づいて提出された人事記録の一部であって、実施機関が職員の人事管理のために保有しているもので、職務遂行上必要なものではないとのことである。また、提出した職員としては、公開されることを予定して職員課に提出したものではない。

その取得目的に鑑みると、本件資格情報は職員の人事管理上必要とされる職員個人の身分取扱いに係る情報であって、本件対象文書に記載された職員が現在担任する職務を遂行する場合における情報とはいえない。したがって、原則として、氏名を非公開としたことは妥当である。

しかし、地方自治体には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条の規定により、建築確認を行うため地方公共団体に設置される公務員である「建築主事」という職種がある。これは、人口25万人以上の市には必置の職種であり、本市においても当然置かなければならず、建築主事は一級建築士に合格した者であることが要件の一つとなっていることから、当該職種で人事発令を受けている職員が一級建築士であることは、職務の遂行に関する情報といえる。したがって、現在において建築主事として人事発令を受けている職員、及び、過去において建築主事として人事発令を受けていた職員については、その氏名を公開するべきである。

さらに、本市で設計した建築物の図面には、一級建築士の資格、氏名、登録番号を記載している。この図面において既に公にされている職員の氏名についても、公開するべきである。

なお、建築主事における資格の取得年月日については、一級建築士の資格の有無を確認するにあたり、有用な情報であることから、氏名と併せて公開するべきである。

また、本件対象文書においては所属名を既に公開していることから、一般に公開されている職員録において、所属部署に一人しか職員がいない部署における資格保有者の氏名についても、公開するべきである。

(5) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に示した部分については公開するべきであると判断する。なお、異議申立人がその他縷々主張することについては、当審査会の判断の対象とするべきものとは認められない。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月14日	・実施機関からの諮問
12月10日	・実施機関からの理由説明書を受理
平成25年 1月25日 (第1部会)	・審議 ・実施機関からの意見聴取
2月21日 (第1部会)	・審議 ・異議申立人の意見陳述
3月22日 (第1部会)	・審議
4月24日 (第1部会)	・審議
6月 3日 (第1部会)	・審議

第1部会委員 西澤 宗英
橋本 慎一
齊藤 愛

別表

対象文書「一級建築士資格保有者一覧」「二級建築士資格保有者一覧」のうち、
公開すべき部分

- 1 1、 15、 16、 25、 26、 27、 28、 35、
36の項中の氏名の欄
- 2 36を除く、全ての項中の取得年月日の欄